県民の皆さまへのメッセージ

<県内の感染状況>

○ 本県の直近1週間の感染状況は、前週、前々週と比べて、概ね横ばい、又は若干の微増という状況であり、全国の中でも人口比で見て低い水準に留まっています。

したがって、引き続き感染状況は落ち着いていると判断し、対応のステージも、6段階の中で1番下の「<u>感染観察(緑)</u>」を維持いたします。

< 5 類感染症への移行について>

- 国の方針として既に決定されているように、全国的にこのまま感染 状況に大きな変化がなければ、5月8日から、新型コロナウイルス感 染症は、感染症法上の5類感染症へ移行することになります。
- これは、現在の流行の主流であるオミクロン株の特性である「感染力は非常に強いが、病原性は弱く、重症化しにくい」ことを踏まえ、感染症法上の分類を見直すということであります。そうなりますと、新型コロナの対応は、季節性のインフルエンザ並みとなり、大きく変更されることになります。
- 例えば、医療の体制については、これまで新型コロナは、特定の限られた医療機関で集中的に対応する体制を取ってまいりましたが、今後は、県内の幅広い医療機関で対応・分担する体制に変わります。
- また、重症化の割合が低いことから、行政による入院勧告や、入院 措置もなくなりますし、外出自粛や、就業制限などの要請についても、 インフルエンザと同様に、基本的に行わないことになります。

<医療提供体制の移行計画について>

○ この切り替わりをスムーズに行っていくため、9月末までの期間を対象として、医療提供体制等に関する移行計画を本日策定しました。これは、9月末までにかけて、新型コロナの対応を、限られた医療機関ではなく、幅広い医療機関に担っていただくという趣旨であります。

- 入院については、全ての病院で入院ができるように体制を整えていきたいと考えています。また、外来の診療については、インフルエンザの診察をしている多くの医療機関で、新型コロナについても対応していただくことを目指してまいります。
- 外来対応していただける医療機関の具体的な名称については、4月 の後半から、随時、県のホームページで公表してまいります。
- 新型コロナの治療薬については、高額なものも少なくないと言われていますが、国の方針を踏まえて、9月末までは自己負担はありません。

また、外来診療に要する自己負担についても、インフルエンザ並み になりますので、体調がすぐれない方は、ためらわずに受診いただき ますようお願いします。

<その他、終了・廃止となるものについて>

- 自宅療養者の方々への支援事業や、無料検査、「あんしん会食推進 の店」の認証制度については、終了・廃止とします。
 - こうした各種取組がどのように変わるのかは、県のホームページに 一覧でお示ししますので、ご覧いただきますようお願いします。

<新型コロナ対策本部等について>

- 県の対策本部については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に 基づき、各種感染対策や、経済影響対策などを検討し、決定してまい りました。この対策本部についても、国と同様に、5月8日以降、廃 止されることになります。
- また、これまで毎日、感染者数や、病床の占有率、クラスターの発生状況などを公表してまいりましたが、この取扱いは5月7日をもって終了します。
 - 5月8日以降は、週1回の単位で、保健所の圏域ごとに指定され、 抽出した医療機関における感染者数を公表することになります。その 際には、警戒レベルについての一定の評価やコメントを付して公表す る取扱いに変更したいと考えています。

<今後の基本的な感染対策について>

- 4月に入り、職場や学校などで新たな年度がスタートしています。 また、ゴールデンウィークも控えて、人の移動も活発化していますが、 感染状況については、県民の皆さんのご協力もあり、落ち着いた状況 で推移しています。
- これを背景に、社会経済活動は全国的に正常化に向けて動き出していると考えており、以前の日常を取り戻しつつあると受け止めています。
- 既に「マスクの着用」に関しては、個人の判断に委ねる対応に切り替わっていますが、これ以外の基本的な感染対策についても、基本的に5月8日以降は、個人の判断での対応という取扱いに変更させていただきます。
- 具体的には、基本的な感染防止対策としてお願いしています、「換 気や手指消毒」、「三密の回避」などについても、県から一律に対応を 求めることはせず、各個人で判断いただく取扱いに変更します。
- また、宴席などにおける「献杯・返杯」も、これまでは差し控えるようお願いしてまいりましたが、これもインフルエンザと同様に考えていただければ良いですが、5月8日以降は各個人の判断で実施していただく取扱いに変更します。ただし、感染が心配で、「献杯・返杯」をしたくないという方もおられますので、そうした方に無理強いをすることは控えていただきたいと思います。さらに、発熱の症状などがある場合は、エチケットとして、「献杯・返杯」を控えていただくことを推奨します。
- 県民の皆さんには、5月8日の連休明けに向けて、日々の健康管理 には十分お気をつけいただきまして、ぜひ、健やかな生活を送ってい ただくようお願いいたします。

令和5年4月21日 高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長 (知事) 濵田省司

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症となり、 現在の**行政の関与を前提とした「特別な対応」**から、 季節性インフルエンザと同様の「通常の対応」に移行

	新型インフルエンザ等感染症等	
主な対応	入院措置などの行政の強い関与限られた医療機関による特別な対応	
主な措置	入院勧告・措置:あり保健所等による健康観察:あり外出自粛等要請・就業制限:あり	
疾病例	新型インフルエンザSARS新型コロナウイルス感染症(~5/7)	

5類感染症

- •行政は医療機関支援などの役割に
- •幅広い医療機関による通常の対応
- ・入院勧告・措置: なし
- ・保健所等による健康観察: なし
- •外出自粛等要請•就業制限: なし
- 季節性インフルエンザ
- 風しん
- 新型コロナウイルス感染症(5/8~)

新型コロナウイルス感染症医療提供体制等「移行計画」のポイント(高知県)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後は、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行。 その具体的な対応方針等を示した9月末までの「移行計画」を策定。

1 医療体制

◆今後の入院患者の受け止めの方針(直近のオミクロン株流行時との比較)

	直近のオミクロン株流行時	5月8日以降	
① 外来対応医療機関	275機関 ※4/21時点	300機関 (4/21時点で276機関、うち公表可242機関) ※県HPで随時公表	
② 入院対応医療機関	特定の病院(28病院)	全病院(119病院)	
③ 最大確保病床数	343床 [軽症者用を含む] ※重症・中等症 II 患者の最大入院者数は61人	178床 [軽症者用を含まない] ※重症・中等症 II 患者に重点化	
④ 最大入院者数	821人 (第8波の最大入院者数) ※確保病床以外 (医療機関クラスター等) の入院者を含む	821人 (想定) ※第8波の最大入院者数に全病院で対応	
⑤ 入院調整	行政(医療調整本部)が実施	原則、医療機関間による調整へ移行	

2 宿泊療養施設

- 隔離目的の施設は廃止。重症化リスクの高い方などに対応する施設は引き続き確保(患者数が大幅に増加した際に再開)
 - ・ 2 施設56室 ⇒ 1 施設(やまもも) 16室

3 相談体制

- 専用の電話相談窓口 (健康相談センター、本庁問い合わせ窓口) は廃止 ⇒ 各保健所及び県担当課の対応に移行
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口:各保健所(8:30~17:15) ※夜間及び祝休日は#7119、#8000で対応
 - ・ワクチンに関する相談窓口:健康対策課(8:30~17:15)

4 高齢者施設等における集団発生時の対策

- 施設内療養の支援や集中的検査を継続
 - ・全ての施設で医療機関のサポートが受けられる体制を構築
 - ・集団発生時には、施設からの求めに応じ、感染管理の専門家による指導等を実施
 - ・従事者等への集中的検査を実施
 - ・施設内療養やサービス継続の環境整備などへの支援を実施

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に向けた県の対応方針

			現行(5月7日まで)	移行後(5月8日から)			
[医	「 医療体制」、「宿泊療養施設」、「相談体制」、「高齢者施設等における集団発生時の対策」 等については、医師会等関係機関との調整・協議を進め、 「移行計画」を策定						
1	医療費		・検査、外来、入院等の医療費は公費負担	・原則、保険診療による自己負担 高額なコロナ治療薬の費用は、公費支援を9月末まで継続。 入院医療費は、高額療養費制度の負担を一部軽減。			
2	自宅療養	陽性者フォロー アップセンター	・発生届の対象外となった方などが登録し、自宅療養	・廃止			
	者支援	自宅療養者支援	・買い物などが困難な方に食料を配布	・終了			
3	療養期間	教育現場	・出席停止(原則、発症翌日から7日間) ※幼保、小・中学校、高等学校、大学、専門学校など	・出席停止 ※期間については、文部科学省において、「原則、発症翌日から5日間かつ症状軽快後 1日経過するまで」を案とし、4月22日までパブリックコメントを実施し、その後決定			
		その他	・外出自粛(原則、発症翌日から7日間)	・個人の判断(療養する場合の目安は、発症翌日から5日間かつ症 状軽快後1日経過。発症翌日から10日間は、マスク着用を呼びかけ)			
4 濃厚接触者			・外出自粛(原則、感染者との最終接触日を0日として 5日間)	・濃厚接触者の特定、外出自粛の要請は行わない ※家族等が新型コロナに感染した場合、発症翌日から特に5日間は体調に 注意し、マスクの着用や重症化リスクの高い方との接触を控えるよう配慮			
5 無料検査			・県内157か所で実施 ※4/12時点	・終了			
6 ワクチン接種			・特例臨時接種(無料接種)を実施	・令和5年度は特例臨時接種(無料接種)を継続			
7 第三者認証制度 (あんしん会食推進の店)			・3,286店を認証 ※4/13時点 (新規申請受付は2月6日で終了)	・終了			
8	コロナ対策	本部会議	・県内の感染状況に応じて、随時開催	・廃止			
	本部	対応の目安 (ステージの分類)	・判断指標に基づき感染ステージを判断し、対応方針を決定	・廃止			
9 感染状況の公表			・毎日公表(感染者数、病床占有率、クラスター発生状況等)	・ 週1回、保健所圏域ごとの定点把握による感染者数を公表 ※アラートの発信(季節性インフルでは、流行期、注意報、警戒)については、 国の動向を踏まえて設定			
10	県民・事業者 へのお願い	感染対策、会食、 外出・移動	・県民・事業者に対して、基本的感染対策の徹底や、感染ステージに 応じた対応等をメッセージにより呼びかけ	・ 県から一律に求めることはなくなり、個人や事業者の判断に委ねる ・ 県民・事業者が自主的に感染対策に取り組めるよう、情報を提供 別紙 感染症法上の位置付け変更に伴う基本的感染対策へ			
	・NOJGJIぶ只V!	イベントの開催	・参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催については、県への「感染防止安全計画」の提出が必要	・全てのイベントについて、「感染防止安全計画」の提出は不要			

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い(1/2)

「感染症対応の目安」におけるステージ:感染観察(緑)(令和5年4月21日時点)

3月29日からのお願い(5月7日まで)

○マスクの着用について

- (1) 個人の判断に委ねることが基本となりますが、マスクの着用は基本的には必要ありません。
- (2) 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重してください。
- (3) 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。
 - ・医療機関を受診する時(無料検査所を含む)
 - ・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問する時
 - ・混雑した電車やバスに乗車する時
- (4)症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方が通院等やむを得ず外出をする時には、マスクを着用してください。
- (5) 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。

○県民の皆さまへ

- (1) 3密の回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底してください。 (特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方)
- (2) 家庭内では、部屋の換気、共有部分の消毒、タオルや食器の共用を避けるなど、感染防止対策の継続をお願いします。
- (3) オミクロン株に対応したワクチンを未接種の方のうち、12~64歳で基礎疾患をお持ちでない方については、**令和5年5月7日までに**接種をお願いします。5月8日から8月までの間、65歳以上の方などに接種対象者が限定されますので接種を希望される方はお急ぎください。 (令和5年度のワクチン接種については、別紙を参照してください)
- (4) 発熱などの症状がある方は、検査協力医療機関で受診いただくか、自己検査をお願いします。
- (5) **発生届の対象外となった方や自己検査で陽性となった方**は、必ず県が設置する「**陽性者フォローアップセンター」への登録**をお願いします。
- (6)無症状でも感染不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等での無料検査を積極的に利用してください(5月7日まで延長)。
- (7) 救急車を呼ぶか、病院を受診するか迷う場合には、**高知家の救急医療電話「#7119」を活用**してください。
- (8) 感染した際の自宅療養に備え、災害時と同様に、普段から食料や生活必需品などの備蓄をお願いします。
- (9) 発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ薬局等で抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬を購入しておくことを推奨します。
- (10) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い(2/2)

「感染症対応の目安」におけるステージ:感染観察(緑)(令和5年4月21日時点)

3月29日からのお願い(5月7日まで)

○事業者の皆さまへ

- (1)業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底していただくようお願いします。
- (2) 従業員の体調管理を徹底し、少しでも体調が悪い場合には休暇を取得できる環境確保に努めてください。
- (3) 感染や濃厚接触者となった従業員の職場復帰に当たっては、医療機関等の証明書を求めないようお願いします。

1 会食について

- (1) 飲食店を利用する際は、できる限り「高知家あんしん会食推進の店」の認証店を利用していただくようお願いします。
- (2)特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

2 外出・移動について

他県へ移動する際は、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請に沿って行動してください。

3 イベント等について

開催にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

- (1)参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催については、県ヘイベント開催の2週間前までに「感染防止安全計画」を提出(※)してください。 ※「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けたイベントの人数上限は、収容定員までかつ収容率の上限を100%とします。
- (2) (1) 以外は、「感染防止策チェックリスト」を作成してホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください(県への提出は不要)。



新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

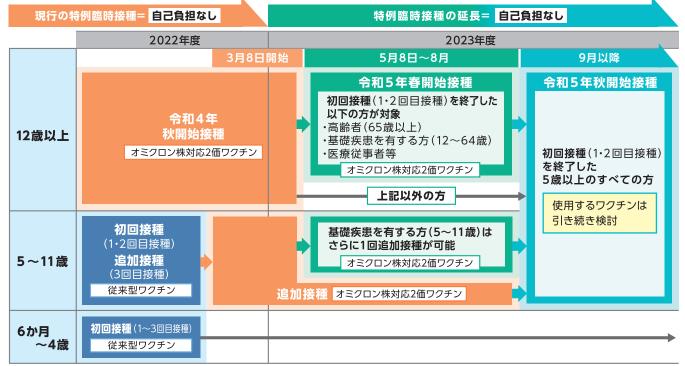
2023年3月7日



令和5年度も、すべての方に自己負担なしで 新型コロナワクチンを接種いただけます。







よくあるご質問

Q1.65歳以上の高齢者は令和5年度は必ず2回ワクチンを接種しなければならないのでしょうか?

A1. 65歳以上の高齢者の方など重症化リスクが高い方については、国の審議会において、ワクチンの効果や持続期間等を踏まえて通常、秋から冬に1回のところを、前倒しで1回追加することが望ましいとされました。

接種は義務ではなく個人の判断によるものですが、令和5年度は、春から夏の時期(5月8日~8月末まで)と秋から冬の時期(令和5年9月~)の2回の接種をお勧めしています。

Q2. なぜ5月から令和5年度の接種が始まるのですか? 最後にワクチンを打ってからどれくらい間隔をあけてワクチンを打てばよいですか?

A2. 65歳以上の方には、春から夏の時期 (5月8日~8月末まで) と秋から冬の時期 (令和5年9月~) の2回の接種をお勧めしています。これは、新型コロナの流行が見込まれる時期等を勘案し、一定期間の間に、接種を行うものです。

ここ数年、年末年始に流行がみられることから、5歳以上のすべての方を対象として令和5年9月から年末までの間に令和5年秋開始接種を行うことに加え、ワクチンの重症化予防効果は高齢者等では6か月程度で低下するとの報告もあることや、令和4年秋に開始された高齢者の方のオミクロン株対応2価ワクチンの接種のピークは令和4年11月~12月であったことから、高齢者の方等を対象に令和5年春開始接種を5月に開始します。

いずれの方についても、最終接種からの接種間隔は薬事上少なくとも3か月以上あけることとなっていますが、必ずしも3か月後に打つことをお勧めしているものではありません。**接種を希望される方は、国が推奨している時期に接種を行うようにしましょう。**

令和4年秋開始接種は令和5年5月7日で終了しますので、まだ令和4年秋開始接種を受けていない方のうち令和5年春開始接種の対象者でない方(健常な12歳以上65歳未満の方)は、令和4年秋開始接種を希望される場合には、必ず令和5年5月7日までに接種してください。

接種券については市町村ごとに対応が異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。



お子様についての追加情報

5歳から11歳のお子様への追加接種も

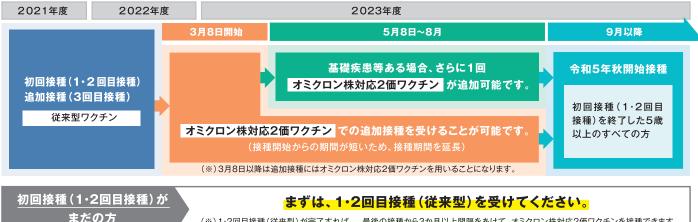




3月8日から、オミクロン株対応2価ワクチンになります。

5歳から11歳のお子様の接種スケジュール

- ○オミクロン株対応2価ワクチンは、少なくとも1・2回目接種を完了した5~11歳のお子様が対象です。
- ○最後の接種から3か月以上、間隔をあけて接種します。ファイザー社の5~11歳用のオミクロン株対応2価 ワクチンを使用します(※)。(※)ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3になっています。



まだの方

(※)1・2回目接種(従来型)が完了すれば、 最後の接種から3か月以上間隔をあけて、オミクロン株対応2価ワクチンを接種できます。

Q1,3回目接種には、どのような効果がありますか?

A1.3回目接種(従来型ワクチン)により、現在流行しているオミクロン株に 対して、感染しにくくなる効果が期待できます。

米国において、5~11歳の子どもを対象とした研究で、従来型ワクチンの初回接種 の効果は徐々に低下し、9か月以上経過すると大幅に低下すると報告されていますが、 従来型ワクチンを追加で接種して3~5か月経過すると、新型コロナへの感染があっ てもなくても、感染予防効果は50~60%程度であったと報告されています。



出典:Khan FL et al., Estimated BNT162b2 Vaccine Effectiveness Against Infection With Delta and Omicron Variants Among US Children 5 to 11 Years of Age, JAMA Netw Open. 2022 Dec 1;5(12):e2246915.

Q2. 子ども用のオミクロン株対応2価ワクチンは、海外で使用されていますか?

A2. 子ども用のオミクロン株対応2価ワクチンは米国ですでに使用されており、安全上の大きな問題はないと報告されています。

米国においては、2022年10月から子ども用に使用されており、米国CDC(疾病管理センター)の報告によれば、80万回以上接種された 実績に基づいて、安全性の評価が行われています。米国で接種を受けた方や親などの報告に基づくデータによると、発熱は約19%、疲労感 は約30%、頭痛は約20%の方に現れたとされています。また、医師等による報告に基づくデータによると、接種後の死亡や心筋炎と報告さ れたものはないとされています。

◎ワクチンを受けるにはご本人の同意が必要です。また、5歳から11歳のお子様のワクチン接種には、保護者の同意と立ち会いが必要です。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、ご本人の意思に基づいて接種を ご判断いただきますようお願いします。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの方などに接種を強制したり、ワクチンを受けていない人に対して差別的な対応をすることはあってはなりません。

○予防接種健康被害救済制度があります。

予防接種では健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことはできないことから、 救済制度が設けられています。申請に必要となる手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省 ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン

検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

感染症法上の位置付け変更に伴う基本的感染対策について

今後の方針・考え方(令和5年5月8日から)

国の基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策については、以下の観点を踏まえた対応に転換します。

- ①主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とします。
- ②国や県として<u>一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む</u>ことになります。 国や県は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行います。

<個人の対応>

項目	今後の考え方	
マスクの着用	・個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする ・受診時や医療機関・高齢者施設を訪問する時などの一定の場合は、マスクの着用を推奨(別添参照) ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合、発症翌日から10日間は、マスクの着用を推奨 (家族等が感染した場合、発症翌日から特に 5 日間は体調に注意し、マスクの着用や重症化リスクの高い方との接触を控えるよう配慮)	
換気対策、手指消毒	・一律に対応を求めることはしないが、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効	
3 密の回避	・一律に対応を求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方については、換気の悪い場所や、不特定 多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染対策として有効 (避けられない場合は、マスク着用が有効)	
飲酒の場などでの 「献杯・返杯」	・個人の判断に委ねることを基本とするが、発熱などの症状がある場合は、控えることを推奨	

<事業者の対応>

項目	対応の効果など	今後の考え方
入場時の検温	・発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性がある	
入口での消毒液の設置	・手指の消毒・除菌に効果 ・希望する者に対する手指消毒の機会の提供が可能	一律に対応を求めることはしない
アクリル板、ビニールシートなどの パーティション(仕切り)の設置	・飛沫を物理的に遮断するものとして有効 ・エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が必要	

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが 令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

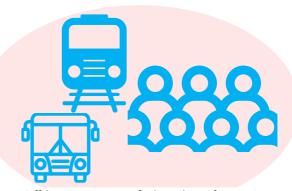
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・ 高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した 電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です







基礎疾患を有する方



奷婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります



